

一般的な地熱開発の各段階における自然公園法の要許可行為(第2種及び第3種特別地域に限る。)

段階



概要

- 地表調査
地質分布、地質構造、断裂系構造、地質年代、変質帯区分
- 地化学調査
岩石、土壌、ガス、自然噴気、温泉、地下水
- 物理調査
重力構造、地質密度、比抵抗、地下断裂構造、破碎帯分布

- 坑井調査
地質、坑内検層、注水試験
- 噴出試験
- 液体化学性状調査

- 貯留層評価
- 経済性評価

建設工事

運転・補充井

要許可行為

- ・岩石・土壌採取(土石の採取)
- ・地表への測定器設置(仮工作物の設置)
- ・地中への測定器設置(さく孔機により地下10m程度まで)(仮工作物の設置)
- ・付帯する行為(支障木の伐採等)

- ・調査井の掘削(工作物又は仮工作物の設置、土石の採取)
- ・調査井への測定器設置(仮工作物の設置)
- ・付帯する行為(作業道の設置、支障木の伐採、水位水量の増減等)

- ・発電所本体、パイプライン、生産基地、送電設備及び付帯施設の建設(工作物の設置)

- ・補充井の掘削(工作物の設置、土石の採取)
- ・施設等の改修(工作物の設置)

行為者(国、研究機関、民間事業者)に関係なく各行為の内容により審査。

ただし

関連する諸行為は全体計画のもとに審査される。

行為者

NEDOなど公的機関による調査
(開発リスクが大きく操業段階までの全体計画が未定)

開発段階以降で不許可相当の事業は、調査段階においても許可されない

民間事業
(相対的に開発リスクが小さく操業段階までの全体計画が存在する)